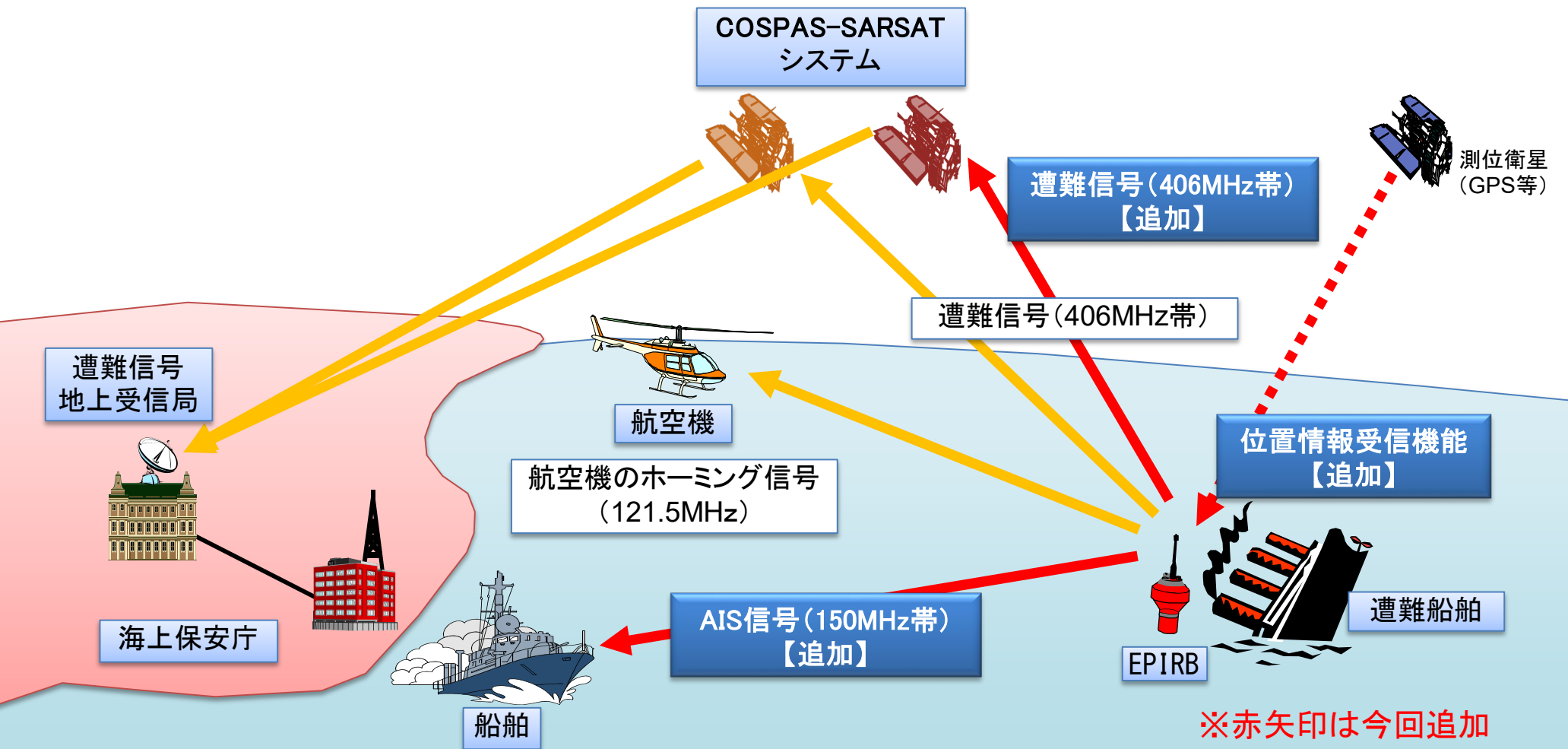


衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) の概要

- ・衛星非常用位置指示無線標識(EPIRB)は、COSPAS-SARSATシステムを利用した海上での捜索救助のための無線通信システムであり、SOLAS条約において、GMDSS対象船舶への搭載が義務づけられている。
- ・今般、国際海事機関(IMO)やCOSPAS-SARSATにおいて、EPIRBに係る性能基準等が改正され、新たに設置する船舶には新基準EPIRBの搭載が義務づけられたことから、当該無線設備の導入が可能となるよう、国内制度整備を行う。



新基準EPIRBの変更点及び経過措置について

○新基準EPIRBの変更点

(1) 変調方式の追加

EPIRBから送出手する遭難信号の変調方式にオフセット四相位相変調方式(O-QPSK)を追加

(2) AIS信号の追加

EPIRBから送出手する信号にAIS信号(150MHz帯)を追加

(3) GNSS受信機能の追加

人工衛星局から送信される位置測定のための信号を受信する機能及び当該信号が受信されていることを表示する機能を追加

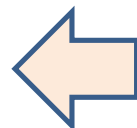
○経過措置について

現行方式のEPIRB(AIS送信機能及びGNSS受信機能のないもの)は令和6年1月1日以降新規の設置は認められないが、既に無線局として開設されている機器については設置が続く限り、継続して使用が可能となるため、従来の免許人は引き続き現行方式のEPIRBが使用可能である。

改正省令の概要

改正の対象となる省令

- 電波法施行規則
- 無線設備規則
- 無線機器型式検定規則



当該システムの国内への導入に必要な省令改正を実施

改正省令の主な改正点

○ 電波法施行規則関係

- 衛星非常用位置指示無線標識の信号の送信相手先となる無線局種に船舶局を追加(第2条)
- 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星非常用位置指示無線標識が送出しなければならない電波にG1D電波及びF1D電波を追加(第12条)
- 遭難通信として使用できる周波数及び識別信号を追加(第36条の2及び別図第6号)

○ 無線設備規則関係

- 衛星非常用位置指示無線標識として求められる条件を追加(第45条の2)
- 衛星非常用位置指示無線標識及び設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備が使用するG1D電波及びF1D電波の許容偏差及び占有周波数帯幅の許容値を追加(別表第一号及び別表第二号)
- 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定を適用しない装置に161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識の送信設備を追加(別表第三号)

○ 無線機器型式検定規則関係

- 衛星非常用位置指示無線標識の条件にG1D電波及びF1D電波を追加(別表第一号)